

東中野山小学校 いじめ防止基本方針

新潟市立東中野山小学校
いじめ不登校対策委員会

1 「学校いじめ防止基本方針」について

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

(2) 東中野山小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法及び「新潟市いじめ防止等のための基本的な方針」を踏まえ、いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- いじめはしない・させない・見逃さない雰囲気づくりに努める。
- 児童一人一人の自己肯定感・自己有用感を高め、自他の心身を大切にする教育活動を推進する。
- いじめの早期発見のために、市共通のいじめ調査アンケートを年3回以上実施し、複数の教職員が即日確認するとともに、定期的な教育相談を実施していじめの早期発見に努める。
- いじめの早期解消のために、当該児童の安全を保障するとともに、教育委員会の指導の下、必要に応じて関係機関（区役所、医療機関、児童相談所、スクールロイヤー、警察等）と協力して解決にあたる。
- 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。
- 「謝罪＝いじめの解消」と捉えず、被害・加害児童への支援・指導を丁寧に行う。いじめが解消している状態とは、①影響を与える行為が3か月間見られない、②被害者が心身の苦痛を感じていない、の2つの要件が満たされているものをいう。

3 いじめ対策委員会の設置

- いじめの防止等に関する取組について協議することを通して、子どもをいじめから守る取組の充実を図る。
- いじめが生じた場合など、必要に応じて、臨時の会議（校内いじめ対応ミーティング）を開催し、問題解決の方針や対応について協議し、対処する。

4 いじめの未然防止のための取組

(1) 教職員の資質向上

次に示す(2)～(6)の内容について、場や機会を捉えて、情報共有し、指導力及び意識向上に努める。

(2) 学級経営の充実

- 授業づくりと生徒指導の一体化を推進し、「個別最適な学び」「協働的な学び」を充実させることで、児童の自己指導能力の獲得を目指す。
- 多面的な児童理解に基づく信頼関係を基盤とし、全教育活動を通して、自律性と社会性を育む。
- 授業中の誤答に対する冷やかしや馬鹿にした態度を見逃さず指導する。
- 児童生徒の名前は「〇〇さん」と呼ぶ。あだ名・呼び捨てはしない。
- 「自己有用感」を高める声かけを日常的に行う。
- いじめ調査アンケートを生かして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。いじめを早期に発見した場合は、すぐに管理職に報告する。

(3) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、子どもの自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動で道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。

(4) 相談体制の整備

- 「教育相談」は年間計画に位置付け、子どもたち一人一人の理解に努め、保護者との話し合いに臨む。

(5) 積極的な人間関係づくり

- 縦割り班活動・学校行事等を通して、協力や共感の大切さを学び、人とよりよく関わり合う力を身に付けさせる。
- 児童が「一緒に活動できてよかった」と思えるような活動を意図的・継続的に仕組む。

(6) インターネット・SNSを介したいじめへの対策

- インターネット・SNS等の使用状況の把握に努めるとともに、学年に応じてモラル教育(メディアリテラシー)を徹底する。
- SNS・オンラインゲーム等の仮想空間でのいじめも、場所・時間・管理下外を問わず対応が必要であることを全教職員で共有する。

5 いじめの早期発見のための取組

(1) いじめ調査アンケートの実施

- いじめ調査アンケートは、確実に年3回以上実施する。
- 複数人で即日チェックし、即対応する。
- 原本は卒業まで保存する。

(2) 日常の取組

- 子ども・保護者・地域と学校との信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により、迅速かつ誠実に対応する。
- 休み時間の児童の様子に目を配り、担任と児童との関わりを通して、交友関係や悩みな

どがないか注意する。

- 全教職員で児童の様子を見取り、情報を収集・整理して共有し、組織的な対応に迅速につなげる。ICT ツール（Teams 等）も活用し、密な情報共有を図る。
- いじめの疑いが生じた際は「校内いじめ対応ミーティングメモ（発見者の報告メモ）」を教室の大きな引き出しに入れて活用し、発見した時点での状況・行為・関係する児童を記録して管理職へ提出する。メモを基にチームによる対応・支援を行う。

（3）いじめが起きている兆候

次のような様子が見られた場合、「いじめられているのではないか」と考えることが必要。発見者一人で悩まず、同僚や管理職に報告・相談をする。

【学校生活の変化】

学校に行きたがらない／遅刻・早退が増える／成績が急に下がる／授業中に集中できなくなる
先生や友達との関係が悪くなる／持ち物をよくなるくす・壊される

【身体的・精神的変化】

腹痛・頭痛など体調不良を訴える／食欲不振／あざやけが増える
イライラしたり落ち込んだりする／無口になる／死について考える／自傷行為

【行動の変化・その他】

部屋に閉じこもる／家族との会話が減る／スマホ・タブレット等を隠れて見る／着信音に怯える

6 いじめに対する早期対応（初期対応の基本的な流れ）

生徒指導（いじめ不登校・家庭支援）いじめ対応ガイドブックに基づいて、校内教職員及び保護者と連携し、組織的に対応する次に示すのは要点である。

① いじめ情報のキャッチ

→いじめ調査アンケート・日常観察・子どもや保護者からの訴えなどで情報をキャッチする

② 報告（最優先・義務）

→ いじめやその疑いをキャッチしたら、速やかに①学年主任②生徒指導担当（生活指導主任、教務主任、主幹教諭）③管理職へ報告する。一人で抱え込まない。迷ったら報告！

→【発見者の報告メモの活用】報告の際は「校内いじめ対応ミーティングメモ（発見者の報告メモ）」に、いつ・どこで・誰が・概要・行為の種類を記入し管理職へ提出する。口頭だけでなく記録として残すことで、情報が途中で止まるのを防ぐ。

③ 正確な実態把握（聴き取り）

→ 被害・加害・観衆・傍観者の全員から個別に聴き取る。5W1Hで状況が再現できるほど詳しく聴き取る。時系列に記録する。

④ 校内いじめ対応ミーティング・指導方針の決定

→ 管理職・主幹・生徒指導担当・学級担任・養護教諭等でミーティングを開催し、アセスメントに基づいて方針と役割分担を決定する。

→【校内いじめ対応ミーティングメモの活用】発見者の報告メモ・聴き取り内容・ミーティングの記録を「校内いじめ対応ミーティングメモ」に記録し、情報を可視化・共有する。記録には必ず①No.②いじめレベル③開催日④参加者⑤対応を含め、対応漏れを防ぐ。メモは保護者連絡の記録とともに保存する。

⑤ 児童への支援・指導

→ 被害児童：安心感を与え「絶対に守る」と伝える。事実確認とともに感情を言語化させ、自己肯定感を支える。

→ 加害児童：行動理由を傾聴・受容した上で内省を促す。謝罪を急がず、時間をかけて行動変容を支援する。

→ 観衆・傍観児童：「見て見ぬふりもいじめを助長する」ことを理解させ、仲裁・通報・シェルターの役割を促す。

⑥ 保護者への連絡・連携（即日）

→ 被害保護者：事実を説明し、学校が守ることを伝える。加害保護者：事実を伝え、家庭での内省への協力を求める。

⑦ 継続的な支援・解消の判断

→ SC・SST・SSW等も活用しながら継続支援を行う。「いじめの解消」は、①影響を与える行為が3か月ない+②被害者が心身の苦痛を感じていない、の2要件で慎重に判断する。

【いじめ程度の目安】 ※高レベル事案は管理職が即日市教委に連絡する

高レベル (A～C)	A：法第28条第1項に掲げる重大事態（自殺企図・重大傷害・重大金品被害・精神疾患・年間30日以上欠席） B：重大事態につながる恐れ（いじめによる欠席・繰り返し・自殺念慮・性被害・集団いじめ等） C：発生後1週間を超えても解消に至らないレベル
中レベル	1週間を超えずに一定の解消が図られたが、被害者・加害者の気持ちがまだ不安定なレベル
低レベル	その日のうちにすでに一定の解消がされたと判断できるレベル（被害者・加害者ともに事案後普通どおりに接している）

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより児童が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、教育委員会に即日報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を新たに設置する。

- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとって解決にあたる。
- 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- 医療機関への受診が必要と判断される場合は、保護者に受診を勧める。
- 保護者自身が不安を抱いている場合は、スクールカウンセラーや関係機関のカウンセリングを勧める。

(3) 警察との連携

- いじめが犯罪行為（暴行・傷害・恐喝・名誉毀損等）に該当する場合や、児童の生命・身体に危険が及ぶ恐れがある場合は、速やかに警察と連携する。
- 犯罪行為かどうか判断が難しい場合は、警察署生活安全課に「相談」する。緊急性が高い場合は「通報」（110番または警察署への連絡）を行う。
- 日頃からスクールサポーターや地域の交番等と顔の見える関係を築いておく。

(平成26年 4月 1日 制定)

(平成29年 8月31日 改定)

(平成31年 4月 1日 部分改定)

(令和2年～6年 4月 1日 部分改定)

(令和7年 4月 1日 部分改定)

(令和8年 4月 1日 部分改定)